

安城市見積業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）第25条の3ただし書に規定する随意契約に伴う見積書の徴収の基準を定めるものとする。

(見積基準)

第2条 見積書を徴収する業者の選定に当たっては、市内に本店、支店又は営業所等がある者を優先し、選定状況及び落札状況を勘案するとともに、地域性も考慮する。

2 発注対象及び予定価格等の区分ごとの見積業者数は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は安城市入札審査委員会において定める。

(優先順位)

第4条 物品購入において、発注案件を公開して見積書を徴収する場合には、安城市オープンカウンタ実施要領の規定を優先する。

附 則

この要領は、平成24年2月10日から施行し、同日以後に行う平成24年度の予算における契約を締結するものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

発注対象	予定価格等	見積業者数
工事	200万円以下	3者以上
工事委託・役務	100万円以下	3者以上
賃貸借	80万円以下	3者以上
建物修繕	10万円以下	1者以上
	10万円超200万円以下	2者以上
物品購入	5万円以下	1者以上
	5万円超150万円以下	3者以上
物品の売払	5万円以下	1者以上
	5万円超50万円以下	3者以上
物品修繕	5万円以下	1者以上
	5万円超100万円以下	2者以上